

平成 19 年 1 月 18 日

総務省行政管理局行政情報システム企画課  
政府調達基本指針意見募集担当 御中

(社)情報サービス産業協会  
会長 棚橋 康郎

「情報システムに係る政府調達の基本指針(案)」に関し、以下の通り意見を提出いたします。

①氏名

(社)情報サービス産業協会 会長 棚橋 康郎

②連絡先

調査企画部 田原幸朗 Tel:03-5500-2610

[意見 1]

③意見を提出する該当ページ

なし

④意見を提出する該当項目番号

情報システムに係る政府調達の基本指針(案)

⑤意見等

今回の「情報システムに係る政府調達の基本指針(案)(以下、基本指針)」の策定趣旨に賛同するとともに、業界としても情報サービス市場における取引環境の整備に取り組む中で、調達改革について更なる改善提案ができるよう取り組む所存である。

ただし、基本指針には、これを実施する上で問題点があることから、以下に記載する個別の意見を踏まえた改定をお願いしたい。

なお、今回の意見募集の期間では、業界内での意見集約が十分に行えなかったことを踏まえ、51 ページ「第 4 章 本指針の見直し等」を行う場合には、民間事業者に対する十分な周知と検討期間を確保するようお願いしたい。

[意見 2]

③意見を提出する該当ページ

2 ページ

④意見を提出する該当項目番号

II 情報システムに係る工程

⑤意見等

発注者としての責任と役割を明確にする一貫した姿勢のもとに、発注者と事業者の夫々の責任を明確にするよう基本指針の策定を行う必要があると考える。

そのためには、経済産業省が平成18年6月に公表した「情報システムの信頼性向上に関するガイドライン」、及びこれを遵守するため、情報システムの信頼性向上・取引慣行の可視化に向けた取引・契約のあり方等について論点整理を行い、平成19年1月16日に意見募集のため公表した「情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関する研究会 中間のまとめ(以下中間まとめ)」の2つの結果を踏まえ、2ページ「情報システムに係る工程」の単位に発注者、事業者の役割分担を整理し、双方が責任とリスクを確認できるよう見直していただきたい。

その際、設計・開発の工程についての事業者の業務は、調達仕様書および契約書に基づく設計・開発責任を担う業務であるが、他の工程についての事業者の業務は、調達仕様書および契約書に基づく発注者の支援業務とするよう内容を見直していただきたい。

#### [意見 3]

##### ③意見を提出する該当ページ

2 ページ

##### ④意見を提出する該当項目番号

Ⅱ 情報システムに係る工程

##### ⑤意見等

ここでは、情報システムに係る工程を8つに区分している。一方、5ページ以降の「第3章 調達プロセスに係る指針」では、別紙 3「調達仕様書に記載する事項」のように①情報システム化計画、②要件定義等、③設計・開発→移行、④運用、⑤保守で記載事項の整理を行っており、工程と調達単位の関係が不明確である。

当該情報システムの安全性、信頼性を確保するために最も重要となるシステムの統合における「4.結合・総合テスト等」「5.受入テスト」「6.移行」の業務が、統合業務という形で曖昧なまま記載されていることから、統合業務を含む当該情報システム全体の工程と個別システムの工程との関係を事業者が把握できるよう明確に記述していただきたい。

これについては、意見 6 で見直し方針を提言した。

#### [意見 4]

##### ③意見を提出する該当ページ

7 ページ

##### ④意見を提出する該当項目番号

①設計・開発する情報システムの方式

##### ⑤意見等

情報システムの方式検討の重要性は、情報システムのコストだけによって決まるものではない。特定情報システムに限らず、適切な情報システムの方式の検討を奨励する目的で、「特定情報システム」以外のシステムにおいても、業務横断的に使用される共通機能とその他の個別機能を分類し、システムの方式を検討する必要がある。

なお、共通基盤システムについては、当該調達に係る業務ばかりでなく、他業務でも共通して使用される機能を含む必要があり、「共通機能システム」として整理するよう見直していただき

たい。

**[意見 5]**

**③意見を提出する該当ページ**

8 ページ

**④意見を提出する該当項目番号**

②設計・開発の工程における分離調達の内容

**⑤意見等**

基本指針では統合業務を共通基盤システム事業者の業務に含めることを基本に策定しているが、意見 6 で提言したように、統合業務は発注者責任の下で、「統合業務支援事業者」を確保して実施するようお願いしている。

これを踏まえ、なお書き 5 行分は「( i )の情報システムの方式を採用した場合は、当該情報システム全体に係る基本的事項の設計に当たっては、共通基盤システムと個別機能システムの機能の整理、それらのインターフェースの技術的仕様の整理、必要に応じて、外部の情報システムとの関係整理等の分離調達及び統合を容易ならしめる方式設計を行うこととする。」よう見直していただきたい。

**[意見 6]**

**③意見を提出する該当ページ**

9 ページ

**④意見を提出する該当項目番号**

⑤設計・開発等の工程の管理に関する内容

**⑤意見等**

情報システムの方式の例( i )は業務に係る機能で分割することから、共通機能も個別機能も調達単位としては同列に扱うべきであり、共通機能を担う事業者が統合業務を実施させることには反対である。

共通機能及び個別機能システムに係る設計・開発に関する完成責任は事業者が担う必要があるが、基本指針の通り、分割リスクは発注者が負うべきであるとの考えに基づき、当該情報システム全体の統合業務は発注者の一貫した責任の下で実施すべきものとする。

この場合、必要に応じて、情報システムの設計・開発事業者とは別に、発注者の立場で業務を遂行する「統合業務支援事業者」を確保して対応することを提案する。

なお、基本指針にある工程管理支援事業者の行う業務は統合業務支援事業者の業務の一環として取り扱うのが望ましいと考える。

**[意見 7]**

**③意見を提出する該当ページ**

18 ページ

**④意見を提出する該当項目番号**

## 1.調達仕様書の作成

### ⑤意見等

調達計画書に基づく調達仕様書の完成度により当該情報システムの成否が決まると言っ  
て過言ではないことを踏まえると、10 行目「調達担当課室は、別紙3に沿って、府省全体管理組  
織と調整しつつ、調達仕様書案を作成する。」では両組織の役割分担が曖昧である。

基本的には、府省全体管理組織(あるいはその役割を中立的に行う機能を有する組織)の  
機能強化を図り、調達仕様書の完成度を確認する機能を保有するよう見直すことが、基本指針  
の成功に繋がると考える。

### [意見 8]

#### ③意見を提出する該当ページ

31 ページ

#### ④意見を提出する該当項目番号

①各工程の調達仕様書の作成に直接関与した事業者等に関する入札制限

### ⑤意見等

情報システムの信頼性を確保する上で最も重要なことは、発注者事業者との役割分担を明  
確にして調達を実施し、各調達単位に最適な事業者を選定することである。

意見 6 において統合業務支援事業者を提言したが、この支援業務自体は発注者のリスク負  
担で行うことから、当該情報システム全体の内容を熟知した事業者が担うことが信頼性向上に  
つながる。

このことから、調達仕様書の作成に関与した事業者が、統合業務支援事業者として参加す  
ることが可能になるよう、「日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措  
置について」及び「物品に係る政府調達手続について(運用指針)」も含め、基本指針の入札制  
限内容の見直しをお願いしたい。

### [意見 9]

#### ③意見を提出する該当ページ

32 ページ

#### ④意見を提出する該当項目番号

②設計・開発等の工程管理支援事業者に対する入札制限

### ⑤意見等

意見6で提言した統合業務支援事業者の役割、業務内容を明確にしたうえで、意見8同様、  
入札制限内容を見直していただきたい。

### [意見 10]

#### ③意見を提出する該当ページ

32 ページ

#### ④意見を提出する該当項目番号

③共通基盤システムの設計・開発事業者に対する入札制限

## ⑤意見等

意見 6 で述べた通り、共通機能も個別機能も調達単位としては同列に扱うことが原則である  
と考える。

また、「共通基盤システムに携わる事業者が、同システムと接続する個別機能システムに同  
時に携わった場合、分割された情報システムの方式の設計によらずに情報システム全体を構  
築する懸念」を根拠として、共通機能システム事業者を、個別機能システムの入札から排除す  
る旨が記載されている。

しかしながら、調達仕様書に明記される情報システムの方式の設計によらずに構築された個  
別機能システムが、検収に耐えうるとは考えられないことから、入札制限を行うことの合理的な  
根拠とはなり得ないと考ええる。

従って、本条項は基本指針より削除するよう見直していただきたい。

## [意見 11]

### ③意見を提出する該当ページ

42～47 ページ

### ④意見を提出する該当項目番号

「3.契約」のうち、(1)知的財産権の帰属、(2)要求仕様等の変更規程、(5)瑕疵担保責任期間等  
の設定、(6)損害賠償範囲の設定、(8)調達仕様書関与者等への再委託の禁止等、別紙 6 契  
約書における著作権及び要求仕様の変更等に係る規定

## ⑤意見等

現在、政府調達における契約では、基本指針にある通り、瑕疵担保責任期間や損害賠償範  
囲の取り扱いが不明確なため、民間事業者の政府調達への積極的参加を阻害する要因の 1  
つになっている。

このような状況を改善し、事業者の参加機会を拡大するためにも、契約条項に関する留意事  
項は、事業者がリスク負担を把握できるよう全条項を網羅したうえで、具体的に記述するよう見  
直しをお願いしたい。

その際、中間まとめで公表されたユーザ、ベンダ間の契約モデルは、民間取引のみならず、  
政府調達においても尊重されるべき契約モデルであることから、これを引用、あるいは参照する  
ことが効果的であると考ええる。

以 上

参考:情報システムに係る政府調達の基本指針(案)

<http://www.jisa.or.jp/opinion/20070118shishin.pdf>